総括厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）
「CBRNE テロリズム等に係る健康危機管理体制の国際動向の把握及び国内体制強化に向けた研究」

（総合）研究報告書

「医療と法執行機関等との連携に関する研究」

研究代表者　若井　聡智
（国立病院機構本部　DMAT 事務局　次長）
研究分担者　近藤　久禎
（国立病院機構本部　DMAT 事務局　次長）

研究要旨
【目的】近年、日本国内でも銃器を使用した立てこもり事件や要人銃撃事件が相次いで発生しており、事態対処事案における医療と法執行機関の迅速な連携の必要性が急速に高まっている。本研究では、こうした事案発生時において、現場近傍における医療者の待機・初期対応、すなわち「事態対処医療」を可能とする体制整備を目的とし、令和 4 年度から令和 6 年度にかけて段階的に研究と実証を行った。令和 4 年度には、事案発生時における「事態対処医療」の連携モデル（案）を示した。令和 5 年度にはその実現に向けて、関係省庁、関係機関担当者との意見交換の中で、解決すべき課題の抽出と必要な制度上の整理について取り組んだ。令和 6 年度はそれを基に、大阪府をモデルケースとして、警察と医療者（大阪 DMAT）の連携体制作りを目的とした研究に取り組んだ。
【結果】令和 6 年度には、人質立てこもり事件に、大阪府内の全災害拠点病院から DMAT が派遣できる体制が構築できた。
【考察】人質立てこもり事件はいつでも、どの地域でも発生する可能性がある。このような事件では、いち早く現場近くの医療者が出動して「傷病者が発生する可能性がある」という段階から、医療が現場付近で待機しておくことが重要である。そうすることによって、即座に対応することができ救命の可能性が高まる。また事態終息まで長時間を要する可能性が高く、そのような場合には医療者を交代させる必要がある。そのため、複数の災害拠点病院から都道府県 DMAT が派遣できる体制が重要である。今後は、全国的に共通の認識の中で活動できるよう、大阪モデルを普及していくことが重要であると考える。さらに、医療者に対する事態対処医療の啓蒙や教育、また CSCA を含む事態対処医療の全国標準化が実現されれば、武力攻撃事態等に対する国民保護における医療支援を円滑に行われると考える。そのため、より多くの医療者が事態対処医療に精通することは、国民保護という観点からも極めて重要である。

A. 研究目的

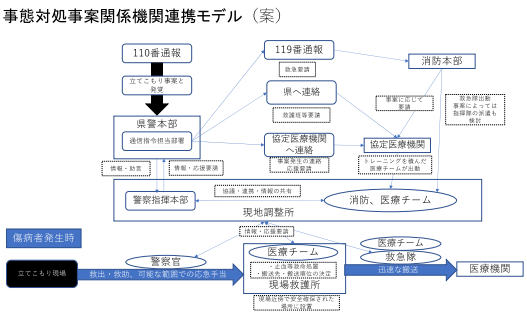
近年、日本国内でも銃器を使用した立てこもり事件や要人銃撃事件が相次いで発生しており、事態対処事案における医療と法執行機関の迅速な連携の必要性が急速に高まっている。本研究では、こうした事案発生時において、現場近傍における医療者の待機・初期対応、すなわち「事態対処医療」を可能とする体制整備を目的とし、令和 4 年度から令和 6 年度にかけて段階的に研究と実証を行った。

B. 研究方法

令和 4 年度：法執行機関（警察、海上保安庁等）との初期協議を実施し、「事態対処事案関係機関連携モデル（案）」を作成した。
令和 5 年度：内閣官房、警察庁、厚生労働省、

大阪府警等との意見交換を通じて、適用事案、医療の関与意義、DMAT の役割、派遣の法的・制度的課題等を検討した。
令和 6 年度：大阪府をモデルケースに、実際の警察訓練（人質立てこもり対応）に大阪 DMAT が参加し、協働実証と実装を推進した。（倫理面への配慮）
なし

C. 年度別の成果
令和 4 年度
銃器立てこもりや大量殺傷型事案に対応する医療体制の必要性を提示できた。
「事態対処事案関係機関連携モデル（案）」を作成し、警察・消防・医療機関間の連携イメージを図示した。医療チームの構成、活動地点、安全確保などに関する課題を整理した。



令和 5 年度
医療従事者が現場近くに配置される意義、医療者の安全確保と法的整合性、DMAT が対応可能な理由等を明文化した。関係省庁・自治体・医療機関との意見交換を通じて、制度的障壁（病院長承認、費用・保険対応、指揮命令系統）を抽出した。「NBC テロその他大量殺傷型テロ対処モデル」への統合可能性を示し、別モデルとしての必要性を区別した。

令和 6 年度
大阪府警との協議を繰り返し、実動訓練に大阪 DMAT が参加して安全性や連携の方法を確認した。 全災害拠点病院からの DMAT 派遣体制を大阪府として正式に承認された。医療と警察間の情報共有シートを作成し、研修および実地訓練で使用して検証した。 さらに事態対処救護研修を大阪府警職員向けに実施した。

＜抽出された課題と対応策＞
令和 4 年度時点では、事態対処事案における医療機関と法執行機関、その他関係機関との連携についての全国的な体制整備の欠如が課題で、解決のためには作成した「関係機関連携モデル」を関係機関に照会し、各関係機関から抽出される意見を反映させて実効性のあるものにすること、と連携してくれる医療チームの補償等の整理をしなければならなかった。
令和 5 年度には、「（たてこもり事件や要人警護の際に）医療が現場近くにいる意義」としては、現場で外傷診療に長けた医療従事者がいた場合、現場近隣の比較的安全な場所まで移動したのち、すぐに応急止血処置を実施できるため救命の確率が十分に上がることが推測できる。と報告した。また、連携してくれる医療チームとしては、現場の医療従事者に求められる能力としては、患者に対する処置が最も大きいが、同時に警察を中心とした関係機関との連携、医療機関との連絡などの調整機能を核とする、いわゆる指揮と連携 Command&Control の役割も求められる。その意味では、DMAT が適していると考えた。
令和 6 年度は、大阪府をモデルケースとしてDMAT研修の際に、アドバンスコースとして、当該事案への対処を学ぶ機会を設けという計画であったが、さらに進んで大阪府 DMAT が立てこもり事案で現場に派遣される体制が構築された。ただし、この体制を全国に普及させるためには、以下の課題があり、対応を講じて実施

し続ける必要がある。

1. 事案発生時における DMAT 派遣の正当性と補償:各都道府県の DMAT 活動要領と保険制度の整合性確認が不可欠。

2. 医療者と法執行機関との情報共有:情報シートの活用と訓練による相互理解の促進。

3. 特殊外傷・心理的支援の研修:個人防護用のチョッキ及び防弾チョッキ等の装着者への対応、人質経験者へのケアなど事態対処医療特有の技術習得が必要。

4. 輸血、銃器知識など:今後の研修項目に含め、全国研修標準化を目指す。

D.考察

本邦でも昨今、「ふじみ野市散弾銃男立てこもり事件」「東京都大田区猟銃男立てこもり事件」(共に令和4年)、「長野県中野市猟銃男立てこもり事件」「福岡県糸島市医院立てこもり事件」「埼玉県蕨市郵便局立てこもり事件」(共に令和5年)「千葉県船橋市アパート立てこもり事件」(令和 7 年)など、銃器および刃器を使用した立てこもり事件が頻発している。さらには、「安倍晋三銃撃事件」等の要人を標的とした銃撃事件など、今後も、同様の事案が増加する可能性が高いと考えられる。そのため、事態対処医療の普及と、医療機関と法執行機関、その他関係機関との連携が急務であると思われる。

連携体制構築の第一歩として、大阪府における全災害拠点病院からの大阪 DMAT 派遣体制は、全国展開のモデルとして非常に意義深い。今後は、大阪モデルを他都道府県へ展開し、事態対処医療に精通した人材の育成と訓練機会の拡充を推進すべきである。併せて、CSCA 等の標準化を通じて、全国一律の対応力強化が必要である。

さらに、医療者に対する事態対処医療の啓蒙や教育、また CSCA を含む事態対処医療の全国標準化が実現されれば、武力攻撃事態等に対する国民保護における医療支援を円滑に行われると考える。そのため、より多くの医療者が事態対処医療に精通することは、国民保護という観点からも極めて重要である。

E.結論

令和 4〜6 年度の研究を通じて、事態対処医療の体制整備に向けた具体的方策を示すことができた。特に大阪府におけるモデル構築と実装は、他地域にも応用可能な有用な前例となる。今後は、法整備や訓練体系の整備、全国的な医療・法執行機関の連携促進を通じて、医療が迅速かつ安全に事案対応できる環境整備を図る。

F. 研究発表

1. 論文発表
2. 学会発表

1) 若井聡智 我々が実施している事態対処医療の現状と展望, 第 29 回日本災害医学会総会・学術集会,京都, 2024 年 2 月 22 日
2) 若井聡智 本邦における事態対処医療の取り組みにおける提案, 第 27 回日本臨床救急医学会総会・学術集会, 鹿児島, 2024 年 7 月 19 日
3) 若井聡智 武力攻撃事態等に対応するために求められる医療, 第 52 回日本救急医学会総会・学術集会, 仙台, 2024 年 10 月 14 日

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得:なし
2. 実用新案登録 :なし。
3. その他 :なし

https://www.soumu.go.jp/main_content/000924645.pdf